

宮古市 妊婦のための支援給付・相談支援のご案内

宮古市では妊娠期からの切れ目ない支援を目的とし、身体的・精神的ケアを図り、経済的負担軽減のため、「妊婦のための支援給付」と「相談支援」を併せて実施します。

● 妊婦のための支援給付

支給対象者

下記の項目全てに該当する方

- ① 申請時点で宮古市に住所を有する方
- ② 出産予定の妊婦の方（*出産予定が令和7年4月1日以降の方となります）
※ 流産、死産等の場合でも医師の証明書等により対象となる場合があります。

支給内容

	妊婦支援給付金(1回目)	妊婦支援給付金(2回目)
支給額	5万円	5万円×胎児の数
時期	妊娠届出時	乳児家庭全戸訪問時(生後3か月頃) ※ 出産予定日の8週間前の日以降、申請は可能です。
手続き 期限	医療機関で胎児心拍が確認され妊娠が 確定した日から2年間	出産予定日の8週間前の日(死産・流産等はそ の日から)から2年間

* 詳細については、
市ホームページを
ご確認ください。



● 相談支援

安心して出産・子育てができるよう、上記給付金の申請に合わせ、保健師や助産師等が面談を行い、妊娠・出産・子育てについての相談、出産までの見通しや子育て支援について、一緒に確認します。

- ① 妊娠届出時: 妊娠中の過ごし方や出産についての不安などのご相談をお受けします。
- ② 妊娠8か月頃: アンケートにご回答いただき、希望される方に面談をおこないます。
- ③ 乳児家庭全戸訪問: 産後の体調や子育てについての相談をお受けします。

妊娠・出産・育児等に関するご相談は、こども家庭センター母子保健係へご連絡ください。

【問い合わせ先】

こども家庭センター 母子保健係
電話: 0193-68-9121